

小出地区まちぢから協議会 令和7年6月運営委員会 次第

日時：令和7年6月19日（木）19時～

場所：小出地区コミュニティセンター 大会議室

1 開会

2 小出地区まちぢから協議会 会長あいさつ

3 議事

(1) まちぢから協議会について

(2) 部会長の選任について

(3) 部会以外の団体からの活動報告、お知らせ等

(4) 各部会からの活動報告等

- ・ 社会福祉部会
- ・ 子ども育成部会
- ・ 防災部会
- ・ 地域活動部会
- ・ 県道七曲り整備部会
- ・ 下寺尾遺跡部会
- ・ 環境保全部会
- ・ 広報部会

4 今後のスケジュール

- | | | | | |
|-------------|----------|---------|--------|------|
| ・ 行政との情報交換会 | 7月6日（日） | 13時30分～ | 小出コミセン | 大会議室 |
| ・ 9月運営委員会 | 9月18日（木） | 19時～ | 小出コミセン | 大会議室 |

5 閉会

茅ヶ崎市における 新たな地域コミュニティの 取り組みについて

令和7年6月19日
市民自治推進課

【活動区域】

自治会の状況

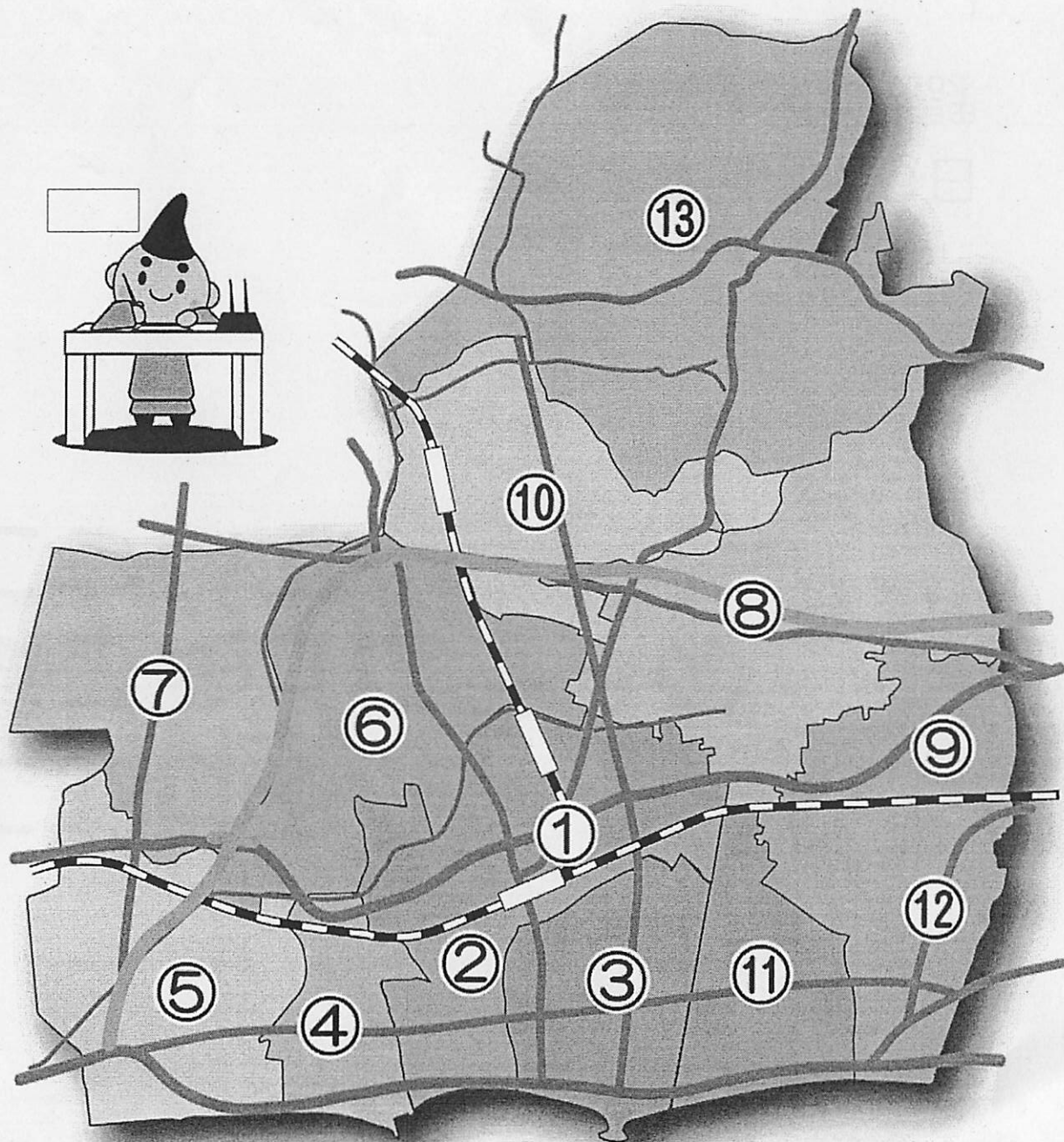
◆ 単位自治会
135自治会



◆ 連合会区域
13地区

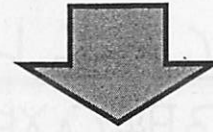
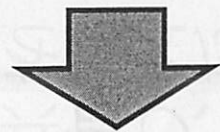
【自治会への依頼事項】

- ◆ 広報紙等の配布、回覧
- ◆ 行政との連絡調整
- ◆ 各種委員の推薦
- ◆ 募金運動への協力



取組を進める背景

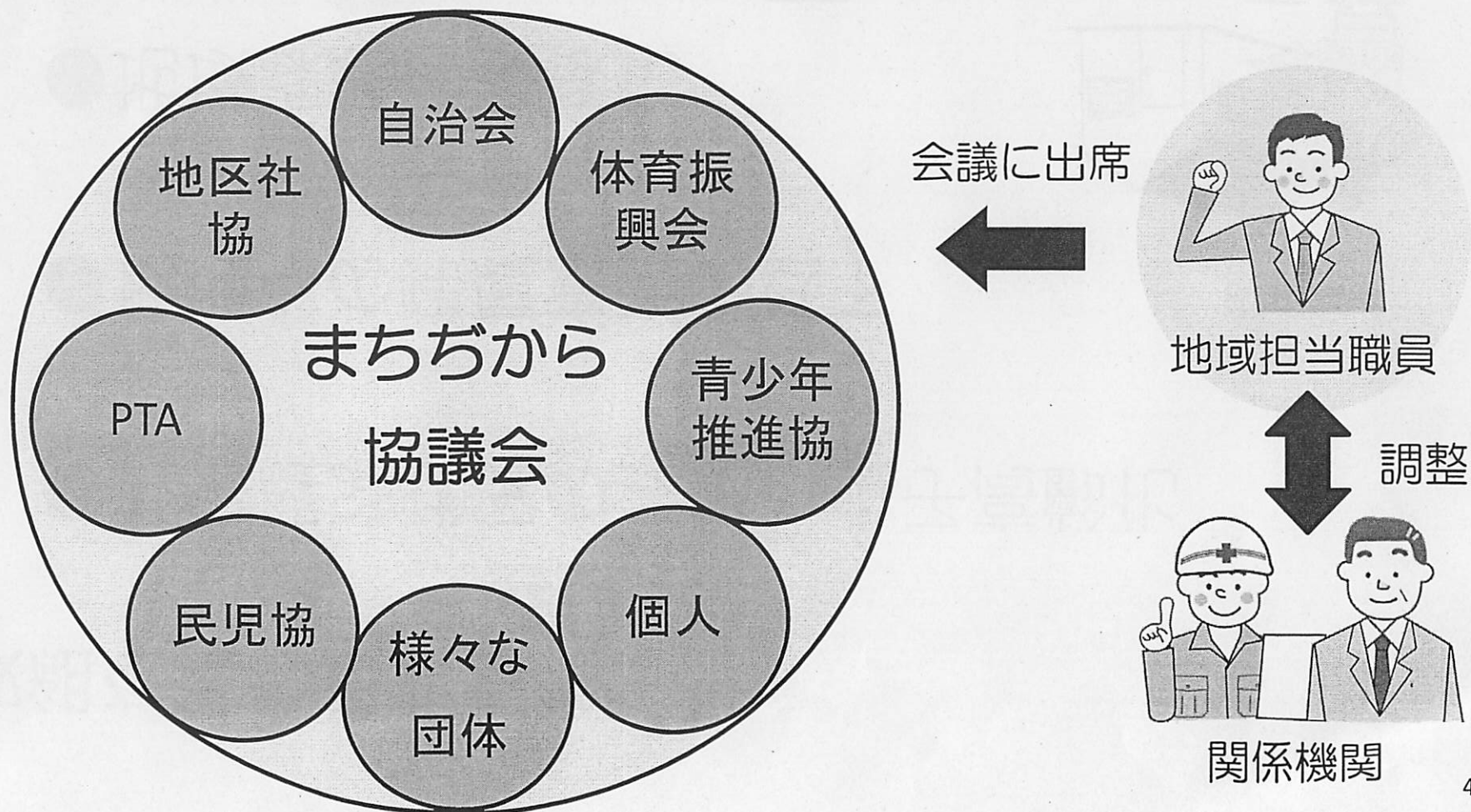
- 社会経済状況の変化、少子高齢化
- 地域への帰属意識の低下
- 地域課題の多様化



個別の団体だけでは
解決できない課題が増加

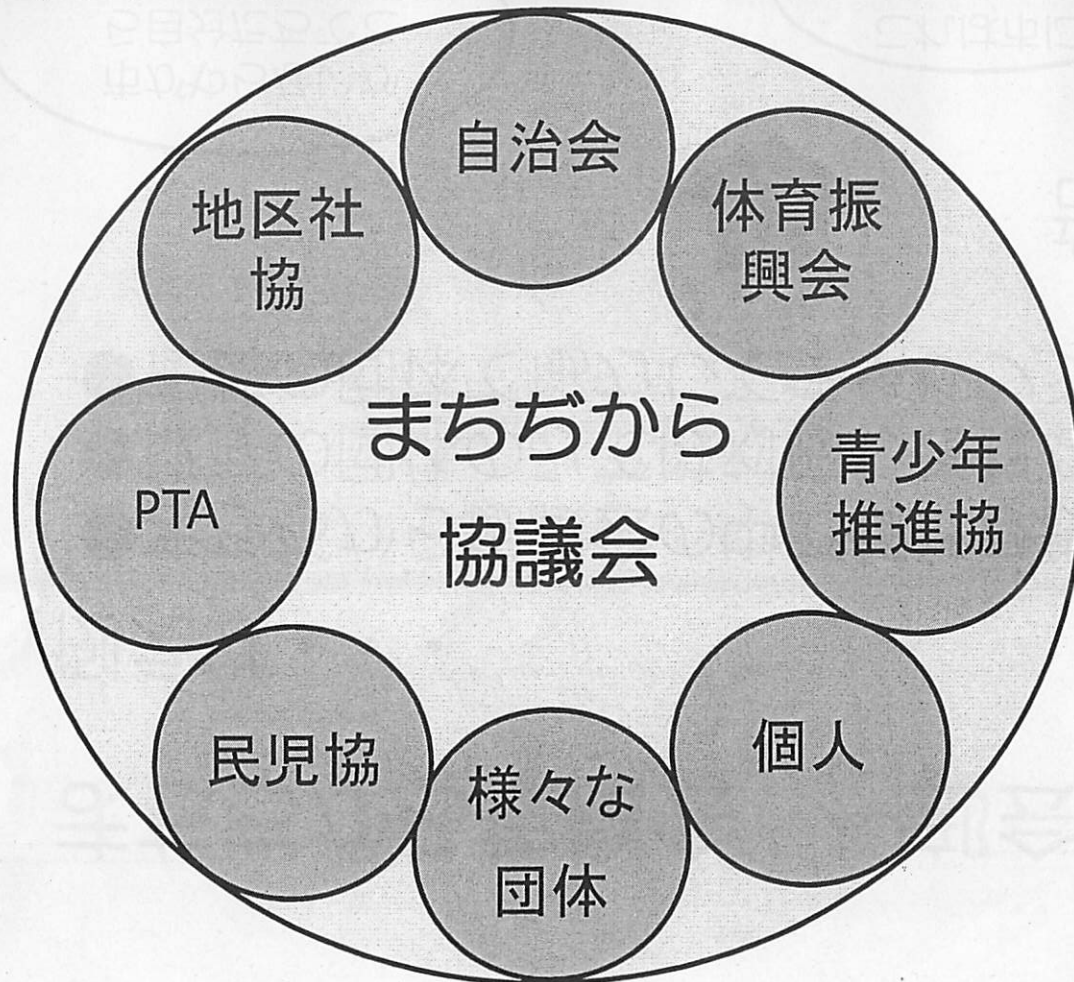
まちぢから協議会 ～各種団体の関係～

- まちぢから協議会の中で各種団体は対等な関係
- 地域課題を共有し、協力して取り組む
- 団体の垣根を越えた新たなアイディアの発見が可能



まちぢから協議会 ～何するの？～

- 地域全体をとらえた中で、課題等無いか協議
- 既存団体個々の課題をみんなで解決できないか協議
- 既存団体の活動内容を報告 e t c



★ポイント★

自治会など地域内の
各種団体や市民
が参加する

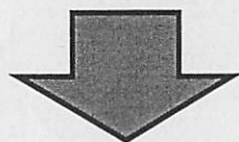
「協議の場」

話し合いをすること
が第一歩！

まちぢから協議会 ～部会とは①～

例えば・・・

- まちぢから協議会の中で新たな課題を発見
- 既存の団体のみでは対応しきれない
- 複数の団体で協力してチャレンジする必要がある



部会の設立



まちぢから協議会 ～部会とは②～

部会では・・・

- 課題解決に向け新たに協議
- 解決策ができたなら運営委員会に提案
- 多くの人に参加してもらい事業実施

★ポイント★

- ・課題解決のための協議、事業の運営に誰もが参加できる。
- ・既存の団体活動は部会活動ではない。
- ・部会も議論をする場であり、必ず成果を出さなければいけないものではない。



まちぢから協議会 ～市の支援～

人的支援

→地域担当職員を配置

＊助言（審議会含む）や情報提供等

財政支援

→運営費等の助成＝1地区 25万円

→事業提案及び実施に対する助成

（1地区 200万／年 を上限）

＊地域の課題解決を図るもの

＊地域の連携強化を図るもの

＊地域住民の意見・ニーズを把握する
もの

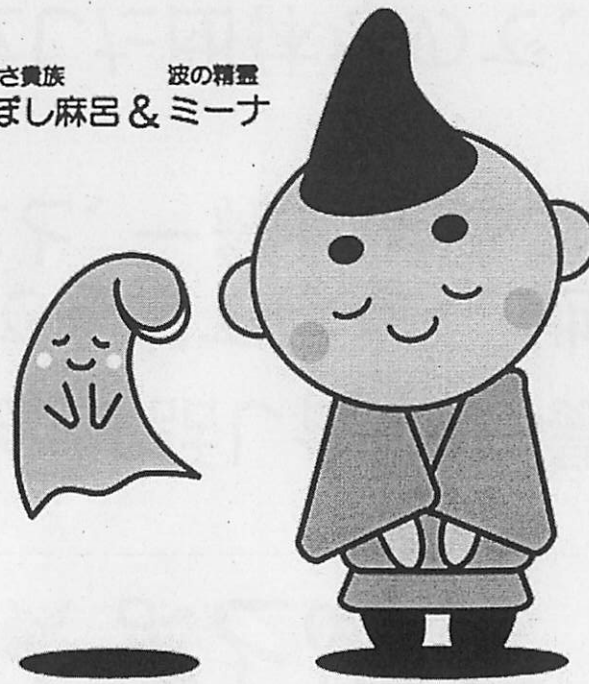
＊地域情報を発信し、共有を図るもの

★まとめ★

- まちぢから協議会は話し合いの場
- 何でも地域、何でも市ではなく、地域ができること、市ができること、一緒にやることをみんなで考えていく場
- 既存団体は独立した団体なので、当然その団体がやる事業もその団体のもの
- 運営委員会は限られた人しか参加できないが、部会は誰もが参加できる場であることが原則
- 地域担当職員は地域をフォロー

ご清聴ありがとうございました。

ちがさ貴族 波の精霊
えぼし麻呂 & ミーナ



小出地区まちぢから協議会 令和7年度 部会長の選任（案）（規約第19条関係）

任期2年（令和7年度～令和8年度）、ただし、選出団体の代表変更や補欠により選任された場合は、残任期間とする。（規約第25条関係）

※敬称略

	部会名	氏名
1	社会福祉部会	五十嵐 清夫
2	子ども育成部会	佐藤 幸子
3	防災部会	高木 英明
4	地域活動部会	吉野 久雄
5	県道七曲り整備部会	石井 義雄
6	下寺尾遺跡部会	宇尾野 政徳
7	環境保全部会	会見 春雄
8	広報部会	相田 利光

○部会名 社会福祉部会

○部会長 五十嵐清夫

○スローガン（標語）	健康長寿の地域づくり
○課題	未病改善・健康増進に向けた事業活動
○短期的取り組み又は目標	1. 買い物（移動）支援に関する件 2. 相州小出七福神巡りに関する件 3. 「福祉の出前サービス」に関する件 4. その他
○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）	部会：5/28（水）19：00～（第1会議室） 1. 買い物（移動）支援に関する件 A班 予約型乗り合いバスの取り組みについて イ. 大きい地図は、乗り合い場所が追加になったので、都市政策課作り直した。配布については都市政策課に一任。 B班 移動支援について イ. ふれあいの森からの移動支援の協力について 地域ケア会議の結果ふれあいの森とまちぢから協議会とで覚書を交わす。（別紙） 6/11（水）「ほのぼの小出」でトライすることになった。 2. 相州小出七福神巡りの件 ① 令和7年度 相州小出七福神巡りにについて イ. パンフレット・横断幕のデザイン検討 ロ. スマホスタンプラリーの観光協会との取り組み 6/5（木）午後打ち合わせ。 3. 「福祉の出前サービス」に関する件 イ. 自治会連合会での説明、日程調整。 ロ. 歌声サロンの自治会へ再度説明する資料の内容確認 4. その他 ① 役員改選について ② 情報交換について ③ その他
次回 6/27（金）19：00～	

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」における覚書

～道路運送法上の許可又は登録を要しない運送～

社会福祉法人麗寿会（甲）と小出地区まちぢから協議会（乙）は、以下に記載の事項において合意の上、双方誠実に対応するものとします。

本書二通を作成し、各自一通を保有します。

記

（目的）

第 1 条 地域において生活に必要な移動、外出が困難になっている高齢者が増えている現状を踏まえ、（甲）が所有する資源を活用して高齢者が移動手段を確保するための「互助」による輸送を行うものとする。

（運送対象者）

第 2 条 小出地区に居住の高齢者で、地域で開催されるイベント等（※）に移動が困難な人、且つ移動手段がないことにより当該イベント等に参加が困難になる者

（※「イベント等」とは、「ほのぼの小出」（年 4 回開催予定）や「敬老祝い会」「その他、小出地区内で開催される祭り等」を指す）

（運送取扱範囲）

第 3 条 対応の範囲は、国土交通省自動車局旅客課長事務連絡「道路運送法の許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成 30 年 3 月 31 日改正後版）に準ずる。

（運送対応方法）

第 4 条 運送には（甲）が所有する福祉車両を使用し、一度に運送できる人数は当該福祉車両の乗降定員を超えない数とする。（運転者、付添介助者を含む）但し、定員を上回る希望者があった場合には、可能な範囲を事前に協議の上、複数回往復等に応ずる場合がある。

（事故発生時の補償）

第 5 条 運送実施中に万一、車両等による事故が発生した場合は、（甲）は（乙）と協力し、速やかに必要な措置を講じる。「必要な措置」とは警察及び医療機関等への通報、けが人救助等を指す。補償が必要な場合には（甲）が加入する自動車損害保険（※）を使用する。

※【自動車損害保険内容】

加入損害保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

保険種類：自動車保険・一般用

補償内容：対人・対物・人身 無制限 車両保険 一般補償

(補償の範囲)

第6条 補償の範囲は、当該運送中に生じたものに限定する。車両の乗降後、イベント等参加中に生じた事故等については(甲)は一切その責を免れる。

(運送の対価)

第7条 (甲)は希望者に対する運送をした対価は求めないものとする。(※無償運送)

(安全確保のための措置)

第8条 道路運送法上の許可及び登録を受けずに運送を行うことは、道路運送法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないということを踏まえて、(甲)は安全確保のための措置、任意の自動車損害保険の加入状況、事故発生時の責任の所在(※)を明確に示し、周知することとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 運送の希望者に関する個人情報は求めないが、事故等の対応に必要な場合などに限定して開示を求めることができる。但し、この場合でも個人情報の使用範囲は法で規定されている内容に準じるものとする。

※【緊急時連絡先】

(甲) 〒253-0081 茅ヶ崎市下寺尾 1928

社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホームふれあいの森

TEL: 0467-54-9111

(乙) 〒253-0006 茅ヶ崎市堤 1948-1

小出地区コミュニティセンター内

小出地区まちぢから協議会 社会福祉部会

TEL: 0467-54-6525

以上

年 月 日

(甲)

住所 茅ヶ崎市下寺尾 1928

氏名 社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホームふれあいの森

(乙)

住所 茅ヶ崎市堤 1948-1 小出地区コミュニティセンター内

氏名 小出地区まちぢから協議会

○部会名 子ども育成 部会 ○部会長 佐藤 幸子

○課題

子ども達が地域の見守りの中で、安心して学校生活を送ること

○短期的取り組み又は目標

見守り活動（小出小学校児童の登下校時）

見守りボランティアの募集

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

5月

・登下校の見守り活動

・5/21(水)子ども育成部会第1回会議（出席7名）

部会長交代

4/30 小出小校外役員会 参加報告

5/27 小出小地区懇談会 書面開催の為不参加

その他 ベストの劣化、見守りボランティアの募集のチラシの不足などの話し合い（予算をどこから工面するかなど）

・北陽中学校 通学路の道路の補修→環境保全部会部会長に依頼

・5/23(金)県道47号線白峰寺付近倒木の恐れがあり藤沢土木事務所に連絡 当日伐採（環境保全部会部会長、下寺尾自治会長の協力）

・茅ヶ崎市役所地域福祉課に見守り応援依頼（明治安田）

今後の予定

※地域福祉課と見守りの現地確認

※通学路の雑草の対応など

○部会名 防災部会 ○部会長 高木英明 運営委員会 (R7-06-19)

○課題 小出地区における自主防災活動を行う。

○令和7年度防災部会活動方針

- (1) 自治会単位防災訓練の支援バックアップ
- (2) 地区総合防災訓練の実施
- (3) 要支援避難者の個別避難計画作成支援

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

1. 令和7年度総会を5月18日(日)18:00～19:00（小出コミセン、第1会議室）に開催した。

- (1) 令和6年度防災部会活動報告、
- (2) 令和6年度防災部会収支報告
- (3) 防災部会細則改正（部会の構成員の名称等を整備）
- (4) 令和7年度防災部会役員の選出（部会の構成員の互選により、全役員の留任が承認された（部会長：高木英明、副部会長：石井秀穂、桐岡勉、木山耕治、岩田朱理、書記：齋藤賢一、会計：簗島智子）、任期は1年。

(5) 令和7年度防災部会活動計画案（令和7年度地区総合防災訓練は11月9（日）9:00～12:00に北陽中学校体育館・運動場・中庭等で実施）

2. 令和7年度第1回防災部会を総会後（19:00～20:00）に開催した。

- (1) 令和7年度小出地区総合防災訓練について
- (2) 講演「能登半島地震での救援物資配布支援と要支援者の見守り」防災対策課
- (3) その他
 - ・要支援者名簿・小出地区全図の新自治会長への移管
 - ・第2回防災部会（8月24日予定）に向けて自主防災部にアンケート
 - ・災害発生時（総合防災訓練でも）における各自治会の緊急連絡網整備
 - ・各自主防災部での防災資機材の在庫点検／防災リーダー研修（新人・フォローアップ）
 - ・各自主防災部での防災訓練／要支援者（非自治会員を含む）名簿の作成
 - ・小出地区の災害（地震・風水害等）環境の学習と啓蒙

3. 災害対策地区防災拠点（避難所）打合せ会

- ・6月6日（金）10:00～11:30 北陽中学校図書室（発災時の避難所開設手順と防災倉庫の備品確認）、6月20日（金）15:00～16:30 小出小学校音楽室

4. 防災部会役員会 6月6日（金）13:30～15:30、小出コミセン第2会議室

- ・防災に関する講演会の開催（講師予定者と準備中、内容：災害後の日常生活への円滑な復帰（仮題）、日程案：8月24日（日）13:30～、小出コミセン大会議室）
- ・その他（防災部会の令和7年度収支計画等）

以上

○部会名 県道七曲り整備 部会 ○部会長 石井 義雄

○課題

- ・ 中心市街地と小出地区を結ぶ南北軸の県道 404 号は、歩車道の整備が遅れ、特に通称七り区間は平面・縦断線形が悪く恒常的な渋滞が朝夕発生しています。
- ・ 通勤・通学時及び災害時に、安全で安心して通行できる道路整備が課題です。
- ・ 災害時対策を踏まえて、通称七り区間の道路整備（拡幅等）の促進を計る。

○短期的取り組み又は目標

- ・ 災害時対策を踏まえて拡幅等の促進を計る。
- ・ 前年度までの部会活動状況及び資料の確認
- ・ 県道(404号・47号)と接続市道の現状把握及び課題、並びに対策案の検討
- ・ 県道七曲り区間について、道路構造に関する技術基準規定の検証
- ・ 交通量、混雑・渋滞の発生調査、及び信号機灯火時間調査による渋滞の検証 以上の取組みを持って、市ともに県が道路整備の促進を図るように活動を行う。

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

5月22日（木）

場所 茅ヶ崎市役所 時間 10時

佐藤市長・鈴木建設部長・林建設総務課長・小泉道路建設課長・伊藤建設総務課長補佐・河野太郎茅ヶ崎秘書菊地氏と部会メンバー4名で別紙の内容説明等を行った。

5月27日（火）

場所 県藤沢土木事務所 14時

県土木道路維持沼上課長他1名と茅ヶ崎市伊藤建設総務課長補佐他2名の方に同行していただき、部会メンバー4名と別紙の内容説明を行いました。

6月15日（日）

場所 小出コミセン 10時～11時30分

河野太郎衆議院議員、菊地秘書と部会メンバー4名で、災害に強いまちづくりの道路整備について別紙内容で説明を行いました。

その中で、河野氏からは、交通渋滞や学童等の安全環境等について質問等があり意見交換させていただきました。

※部会としては、河野太郎衆議院議員・佐藤茅ヶ崎市長・榊県会議員・木山市会議員・河野太郎秘書・神奈川県藤沢土木事務所・茅ヶ崎市関係部長等に対して、県道404号線の現状を説明して、災害時における状況等理解していただきました。

今後の活動は、小出まちぢから協議会・自治会等や小出居住者等の協力と行政・議員の方々支援をいただいて道404号線と県道47号線を総合的の視点から、歩行通行安全や渋滞解消等向かって活動を行っていきます。よろしくお願いいたします。

（災害はいつ来るか誰にも分からない、一歩一歩皆さんと一緒に歩んでいきますので協力をお願いいたします。）

災害に強いまちづくりの道路整備について

小出地区まちぢから協議会 会長 村越 安芳

県道七曲り整備部会 部会長 石井 義雄

1. はじめに

小出地区まちぢから協議会は、新たな地域コミュニティの取組として、平成28年市条例の施行に伴い発足した市内13地区の中の一つで、この協議会は小出地区17自治会が対象範囲です。

協議会は、災害への備え・高齢化・交通・防犯・子育てなど地域の課題解決に向け、地域で活動する様々な団体が連携し力を合わせ、より良い地域のまちづくりを進める協議の場です。

県道七曲り整備部会は、堤坂下と小出交差点を結ぶ通称七曲り区間の整備について、防災や交通安全の側面から現状の調査及び課題、並びに解決案の検討を行う活動部会の一つです。

2. 災害への備え

2011年東日本大震災以降、震度7を観測した熊本地震や能登半島地震が発生し、地震の活動期に入り前兆もなくいつどこで発生するかわからない地震多発国の日本です。

本県の地域防災計画では、東南海トラフ、首都圏直下型及び三浦半島断層群地震などの発生による被害を想定しています。今後30年以内に発生するとされている南海トラフ巨大地震の確率は、80%程度と非常に高く、事前の取組みとして災害に強いまちづくりのハード対策は急務です。

自然災害発生による被害を少なくするためには、自分の命を守る備蓄や安全対策の自助の取組みの一方、消火、救助・救命活動における緊急車両の通行、並びに物資輸送や支援・復旧車両等の交通を確保することも防災上非常に重要であります。

3. 現状の課題

茅ヶ崎市は、海岸線から北部に広がり南部と中部の平野と北部はなだらかな丘陵地帯で、標高は、南部沖積低地で3m北部丘陵地で52mの地形に、人口24.5万人の市民が生活しています。

北部丘陵地に位置する小出地区の幹線道路は、中心市街地から小出地区を経由し、藤沢市北部に位置する工業団地や湘南台駅地区の都市間を結ぶ唯一の南北軸の県道404号(遠藤茅ヶ崎)です。

一方、県道404号と交差する東西軸は、小出中央通りの県道47号線(藤沢平塚)です。

この2路線は、「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク図(平成7年3月)」で、第二次緊急輸送道路に指定されています。また、市の地域防災計画でも第一次緊急輸送道路の補完道路となっています。

特に、県道404号(遠藤茅ヶ崎)の堤坂下交差点から小出交差点を結ぶ丘陵地地形の県道七曲り区間(延長約760m、高低差約36m)では、次のような課題があります。

- ① 通行車両は、車線幅が狭く急カーブで見通しが悪く、縦断勾配も大きいことから、危ないと感じるヒバリハットの道路線形であること。
- ② 歩行者は、連続した片側歩道も無く整備が遅れていることから、安心して通学や通行ができないこと。
- ③ 丘陵地に位置する小出地区で自然災害が発生した場合、土砂崩れや道路陥没のほか、建物・電柱等の倒壊、上下水道管の被害による道路寸断による危険性のリスクが高いこと。
- ④ 小出交差点を通過する両県道では、日常的に渋滞・混雑が発生し、特に、堤坂下から朝の渋滞が激しいこと。

4. 課題の検討状況

◇課題①

- 道路幅員は7～8m程度と狭く、急カーブが連続し不良線形で約70年近く未改良である。昭和46年施行の道路構造令以前の道路の為、保持すべき道路構造の一般的技術基準の現行規定を満たしていない。

【防災面】：地震発生後13m未満の狭い道路は不通になる可能性が高いことから、緊急車両の救助活動や物資輸送が滞る。

◇課題②

- 新湘南バイパスより北側の延長約2.7km区間の歩道設置については、平成16年度から取組み整備進捗率は、約7割となっている中で、七曲がり区間(760m)の整備率は約35%で、連続性の無い部分整備の状況であります。

【防災面】：行政拠点の小出支所や、避難所である小出小学校への避難路となる歩行空間が確保されていない。

◇課題③

- 丘陵地形の現道には、高低差約10～15m程度の自然斜面地を有し、崩壊対策未整備の区間がある。

【防災面】：道路が寸断し通行不能が発生した場合、防災拠点の小出小学校への避難や救助活動の妨げになる。

さらに、電気やガス、水道、通信などインフラ設備の被害発生による孤立が発生する。

◇課題④

- 県道2路線の信号機設置10区間について、混雑・渋滞状況を調査した結果、朝のワースト1は七曲り区間であった。

【防災面】：災害発生の非常時には、避難車両も加わり交通量が増加し緊急及び輸送車両の通行の妨げとなる。

5. 課題解決の対策案

- 上記課題を抱える県道404号七曲り区間の解決に向けては、次の2つの理由により、
 - ① 地域防災計画では、公共団体及び施設管理者の処理すべき事務又は業務を定めており、緊急輸送道路の機能確保に向けたさらなる新設・改良の道路整備は、各道路管理者(国・県・市)の役割となっていること。
 - ② 緊急輸送道路に指定された路線は、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策を優先して進められていること。

このようなことから、現道管理者である神奈川県に道路機能の役割である交通の安全と円滑化(交通機能)や防災空間(空間機能)を確保し、利便性・安全性・快適性の向上を図る道路整備の推進をしていただきたい。

- そこで、具体的な整備方法としては、平面及び縦断線形等の改築を行い、規定の車道及び歩道幅員を確保する道路改良、周辺地域の発展や渋滞解消も含めたバイパスの新設があります。ついては、『かながわのみちづくり計画』に位置づけて、防災にも強く安全で安心して快適に利用しやすい計画的なみちづくりの整備推進を提案いたしたい。

6. 今後の展開

- 最後に今後の取組みの展開としては、ご支援頂いている議員や地元市役所とも連携と情報共有を図りながら、道路整備の要望書を持って、道路管理者の首長に要望活動を展開してまいりたいと考えています。

○部会名 下寺尾遺跡部会 ○部会長 宇尾野政徳

○課題 遺跡の価値をより多くの人々に知ってもらう、博物館、観光協会、その他関連団体との連携

○短期的取り組み又は目標

下寺尾官衙遺跡群と環濠遺跡を保存活用し、地域の活性化に繋げる

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

1、 下寺尾廃寺跡公有地巡視

6月4日公有地草刈り実施、乗用1台、ハンマーカッター1台、刈払い機4台にて、約1時間半で終了、草刈り時期が昨年より遅れたため、草は重く硬かった、文化祭迄にはあと三回は必要か、市より三戸さんが参加。北側斜面は石が多く刈りづらかったが後で市の方で刈込を済ませた。今後の対応として、防草シート、除草剤も考慮する。

2、 社会教育課主催下寺尾連絡協議会開催、村越(安)会長、古知谷さん、野崎さん、宇尾野が参加、史跡整備計画について早期作成を要望、イベント等遺跡活用についても計画に織り込むよう要望を伝えた。

3、 令和7年度部会活動計画

- ・10月26日開催予定の遺跡文化祭は公有地をメイン会場として考える、準備項目が多いので企画班（8名）を作り、レイアウト、店舗等担当を割り振り実行案を作成する。めぐみの子幼稚園駐車場では消防分団の協力を得、消防車等の展示も行う。新しい試みとしてドローンを取り入れる。文化祭に合わせ遺跡の発掘見学現地説明会を行う。
- ・11月16日開催予定の市主催環境フェアへの参加、火起こし体験を実施予定、市長の希望として勾玉作成もあり考慮する。

4、 その他、史跡からの天体観測、北陵高校の協力を得、青少年課主催で26年1月24日北陵高校グラウンドにて実施予定

次回遺跡部会令和7年7月8日（火）19時より

○課題

ごみの不法投棄による被害と環境破壊をこれ以上進行させない

○短期的取り組み又は目標

- ①ごみの不法投棄に対する対応と再発防止の為の課題抽出
- ②ごみの不法投棄防止の為の啓蒙活動
- ③環境事業センター（以下K J C表記）、警察との連携→監視カメラの有効活用
- ④不法投棄誘発地の荒廃改善活動

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

令和6年度定期総会の実施（5月18日 18時～コミセン第一会議室）

- 1) 議長選出→細則第5条に基づき、会見部会長を議長に選出
- 2) 小出地区まちちから協議会 村越会長ご挨拶

昨年の総会では、ルーキーがいきなり4番打者になったかのような活躍振りとしり上げたが、今や立派な4番打者です。小出地区ではゴミ対策は大きな問題なので良い部会が出来た。

3) 来賓ご挨拶

・環境事業センター 富田所長

ゴミ対策に付いては当センターだけでは行き詰っていた所に、環境保全部会が発足して官民一体での活動ができるようになった。又、他のどこの部会よりも活発に活動していると評価している。お互いに役割分担をしっかりと守って対応に遅れがないようにしていきたい。

・市民自治推進課 竹井主幹

昨年指摘を受け、環境保全部会からの要望には速やかな対応で協力していく心構えです。

4) 議 事

①令和6年度事業報告及び承認の件

配布資料：月別活動、トピックス、ポスター作成、警告看板作成、現場実践活動等→承認された。

②令和6年度会計決算報告（参考）

認定コミュニティ特定事業助成金

収 入：266,720円、支 出：266,603円、残 金：117円（市に返還）

他にまちちから協議会の助成金から56,561円の補助にて監視カメラ内蔵型ポスター等作成。

③令和7年度活動計画の件

配布資料を参照→承認された。

④令和7年度予算案の件

総額 383,022円、全額市からの認定コミュニティ特定事業助成金で賄う。現場実践活動で使う道具類、安全対策費、飲料費及び広報費に支出する。→承認された。

⑤細則改定の件

・広報担当役員の増設・役員任期の変更（1年間を2年間に増設）・部会活動費の変更・細則施行年を元号に加えて括弧書きで西暦も記入する。改定があった場合、その履歴も書き加える。

詳細は配布資料を参照願います。→本件は承認された。

⑥令和7年度役員選出の件

部会発足して2年余りなので留任すべきとの意見が出て追認された。

部会長：会見 春雄、副部会長：鈴木 裕、書記：布川 友義、会計：相田 利光、広報：杉山 陽一（新任）、監事：服部 秀彦

⑦新役員代表挨拶

副部会長の鈴木裕氏が挨拶。

部会長を補佐し、行政の協力を得てより一層の成果を出すよう頑張っていくとの決意を述べた。

（その他）

・新たに櫻井様（下寺尾自治会）が紹介された。

- 1 日時・場所 令和7年5月15日(木) 19時00分から20時15分まで
小出地区コミュニティセンター大会議室

2 委員の現在数及び出席者数

委員数45名 出席者数36名(委任状提出者数7名含む)

(出席者) 村越安芳、石井義雄、堀江朝昭、布川友義、吉野久雄、大谷みち子、五十嵐清夫、齊藤里美、高木英明、宇尾野政徳、会見春雄、相田利光、内藤茂、古知谷勝、米山正一、大和田穰、吉澤勇、安藤茂、矢加部清、飯島朱夏、藤本恵祐、毛利和夫、城昭江、野中良幸、佐藤幸子、鈴木裕、古市進一郎、杉山陽一、齋藤賢一(敬称略)

(欠席) 石井孝、黒木孝志、川口和博、内田幸男、生川仁、北陽中学校PTA、西ヶ谷勝久、杉山正明、菊地萌(敬称略)

(委任状) 村越慎之、黒金さくら、山本浩文、高田有加、古川徳幸、斎藤智治、井上寿子(敬称略)

(準委員) 鄭美佐子(敬称略)

(市より) 小出支所石井、市民自治推進課廣瀬・竹井・熊澤(敬称略)

3 議長及び議事録署名人の選出

(1) 議長の選出

- ・毛利和夫委員が議長に選出された。

(2) 議事録署名人の選出

- ・会見春雄委員、大谷みち子委員が議事録署名人に選出された。

4 協議事項及び議決事項

- (1) 議案第1号 令和6年度事業報告、収支決算報告及び会計監査報告
- (2) 議案第2号 役員の選任(案)
- (3) 議案第3号 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)

5 議事の経過の概要及びその結果

(1) 議案第1号 令和6年度事業報告、収支決算報告及び会計監査報告

- ・令和6年度事業報告について、石井義雄副会長から報告があった。
- ・令和6年度収支決算について、布川友義会計から報告があった。
- ・令和6年度会計監査報告について、吉野久雄監事から、令和7年4月17日に監査を行い、歳入歳出決算について、監査の結果適正と認めるとの報告があった。

→議案第1号令和6年度事業報告、収支決算報告及び会計監査報告について、原案通り賛成多数で可決された。また特記事項は次のとおり。

(質疑応答)

- ・特定事業の収支決算書の下部に予備費や余剰金についての記載があるが、決算書の中に該当する項目がないのはなぜか。(古知谷委員)

→市から提供された決算書のフォーマットがそのまま残ってしまった。記載不要のため削除をお願いしたい。

- ・自治会支援金の支出について防災部会への10万円と社協への7万円は何か。また予算決算同額なのはなぜか。(鈴木委員)

→運営委員会で各団体必要な金額を要望した。防災部会は防災訓練の経費を例年7万円支援してもらっていたが、6年度は大型スピーカーを購入するため依頼額を追加した。

- ・なぜ防災部会の決算書がないのか。(鈴木委員)

→防災部会の総会で提示する。

- ・各部会の決算書が添付されていないのはおかしいのではないか。部会員でなければ分からない。(鈴木委員)

→指摘の通りなので次年度の課題として整理していく。

(2) 議案第2号 役員の選任(案)

役員について、立候補及び推薦を募ったが対象者なし。役員会より次のとおり提案され選任された。(敬称略)

- ・会長 1名 村越安芳
 - ・副会長 2名 石井義雄・石井孝
 - ・書記 2名 杉山陽一・会見春雄
 - ・会計 1名 布川友義
 - ・監事 2名 鈴木裕・佐藤幸子
- (任期2年：令和7年度～令和8年度)

(3) 議案第3号 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)

- ・令和7年度事業計画(案)について、石井義雄副会長から説明があった。

- ・令和7年度収支予算(案)について、布川友義会計から説明があった。

→議案第3号令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について、原案通り賛成多数で可決された。また、特記事項は次とおり。

(質疑応答)

- ・事業計画(案)にコミセン管理運営委員会が入っているが、先日の役員会では無くす方向だったと認識しているが。(高木委員)

→まだ部会として正式に外れたわけではないので入れてある。本日運営委員会で決議する。

- ・事業計画(案)の2-(3)についてライフタウンには自治会がない地域がある。そのような地域の協議の場への参加の機会の創出はどのように考えているか。(高木委員)

→自治会がない地域があることは認識している。その場所が自治会を必要としているかわからないが、まちぢから協議会は地域の全住民を対象としているため、参加方法等について考える必要がある。

- ・収支予算の表に自治会支援金がないのはなぜか。(古知谷委員)

→社協や推進協は体育振興会と同様に自治会と直接交渉してもらうこととなったため、まちぢから協議会としては依頼しない。

- ・自治会連合会長とは協議しているのか。新任の自治会長が多い中で説明されてもわからない。(古知谷委員)

→していない。

- ・小出の魅力発信事業「駅ピアノ・小出まちぢから通信」の予算書でソフトウェアとして Adobe のライセンスが計上されているが、他のソフトで代用できないか。現状使いこなせているのであれば問題ないが、そうでなければ Adobe は特殊で扱いが難しく高額である。（飯島委員）
- 他地区でもイラストレーターを使用しているが正直使いこなせていない。扱いやすく低廉なのであれば是非検討したい。

6 その他

- ・全ての議事を終え、毛利議長が退任した。

以上ですべての議案の審議を終了し、閉会した。

資料

- ・小出地区まちぢから協議会 令和7年定期総会議案書一式
（各委員に事前配布済み。議事録と合わせHPにUPし閲覧可能とする。）

令和7年 6 月 5 日

議長 毛利 和夫 

議事録署名人 会見 春雄 

議事録署名人 大谷 みづ子 

小出地区まちぢから協議会 令和7年5月運営委員会 議事録

1. 日時・場所 令和7年5月15日(木) 20時20分～20時45分
小出地区コミュニティセンター大会議室

2. 委員の現在数及び出席者数(敬称略)

委員数43名 出席者数28名

(出席者) 村越安芳、堀江朝昭、石井義雄、布川友義、吉野久雄、五十嵐清夫、斉藤里美、高木英明、宇尾野政徳、会見春雄、相田利光、内藤茂、古知谷勝、米山正一、大和田穰、吉澤勇、安藤茂、矢加部清、飯島朱夏、毛利和夫、城昭江、佐藤幸子、鈴木裕、齋藤賢一、藤本恵祐、野中良幸、古市進一郎、杉山陽一(文責)

(準委員) 鄭美佐子

(市より) 小出支所 石井、市民自治推進課 廣瀬、竹井、熊澤

(欠席者) 石井孝、村越禎之、古川徳幸、黒金さくら、黒木孝志、斎藤智治、山本浩文、川口和博、内田幸男、生川仁、川嶋真澄、西ヶ谷勝久、杉山正明、菊地萌、北陽中学校PTA

3. 小出地区まちぢから協議会会長開会挨拶

・運営委員会は2か月に1度の開催である。是非内容の濃いディスカッションをして頂きたい。

4. 議事の経過概要及びその結果

(1) 部会解散について

コミセン部会の解散について、村越コミセン管理運営委員会会長より提案があり、全会一致にて可決された。解散理由としては、以下との説明があった。

- ① 当初コミセンの管理運営はまち協を指定管理者とすべしとの方針であったが、それが見直され、特にまち協を指定管理者にする必要がなくなったこと
- ② コミセンの管理運営委員会には規定上一般市民が自由に参加できず、まち協の部会に誰でも参加可能という規定に矛盾するということからまち協の部会としては解散が妥当とのこと

(2) 各部会の活動報告

- ① 社会福祉部会(五十嵐部会長)

配布資料を参照。資料に加えて、B班の移動支援について、実施は“ほのぼの小出”から行う予定で進めている。

- ② 子ども育成部会(佐藤部会長)

配布資料参照。資料に加えて、北陽中横の破損通学路の対応について、会見環境保全部会長と相談中。

- ③ 防災部会(高木令和6年度部会長)

新役員は18日の総会にて決定されとのこと。活動予定としては、秋の地域総合防災訓練を11月頃に行う予定。また高木部会長の個人的な考えではあるが、地震、風水害等の発生メカニズム、神奈川県の地層構造等の一般的知識を若い人を中心に学習して行きたいとのこと。

- ④ 地域活動部会(吉野部会長)

より良い小出地区にするための行動を行っている。今年度の活動としては、6月の行政との情報交換会、9月の市民集会、来年2月の住民のつどいを計画している。その他、農業をテーマとした活動目標があるが、

残念ながら進展はほとんど無い。また、本年3月に実施した住民のつどいでのテーマである「小出をイベントで盛り上げる」のフォローを行う予定とのこと。

⑤ 県道七曲り整備部会（石井部会長）

現在4人で活動している。活動内容はJ Aさがみ前から堤坂下までの県道404号線を、防災に強く、生活安全な道路にして行くというものである。

⑥ 下寺尾遺跡部会（宇尾野部会長）

配布資料参照。

⑦ 環境保全部会（会見部会長）

配布資料参照。7年度の活動内容は、17日の総会にて検討、確定する。環境保全部会はR3年に発足して、小出の環境悪化を阻止するための活動を行っている。当面は不法投棄、ポイ捨て防止の為の活動に注力して行く。

⑧ 広報部会（相田部会長）

駅ピアノは秋以降に実施する予定である。なお事業としては今年度で終了する予定。また、今年度は、長年の課題である広報紙などの全戸配布に関して研究活動を実施する予定である。また、まち協のHPは随時アップデートして行く。

5. 部会以外の団体からの活動報告、お知らせ、その他質問、意見等
特に無し。

6. 石井副まちぢから協議会長挨拶

石井副協議会長より、今後のまち協運営委員会を単なる部会報告の場に留めず、小出を良くするためのアイデアの検討、あるいは課題を共有するための場として、各団体あるいは各自治会からの活発な意見を発出して頂きたい旨の発言があった。

7. その他

（1）市地域担当職員より令和7年度まち協各部会への参加案内があった。部会参加を希望する場合、本日配布の部会参加希望票に記載して、6月11日までにコミセンに提出すること。また、合わせて運営委員届出書も所定事項を記載して、コミセンに提出する様要請があった。

（2）コミセン管理運営委より、各部会の役員、部会員名簿を作成して、6月29日までに、コミセンに提出する様要請があった。

（3）今後のスケジュール

・6月運営委員会 6月19日（木）19時～ 小出コミセン 大会議室

以上

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 所在地
- 第4条 目的
- 第5条 事業
- 第6条 委員
- 第7条 準委員
- 第8条 役員
 - 第9条 役員の任務
 - 第10条 役員の任期
- 第11条 会議
- 第12条 総会
 - 第13条 総会の種別
 - 第14条 総会の招集
 - 第15条 総会の議決事項
 - 第16条 総会の議事録
- 第17条 運営委員会
 - 第18条 運営委員会の招集
 - 第19条 運営委員会の決定事項
- 第20条 役員会
 - 第21条 役員会の招集
 - 第22条 役員会の所掌事項
- 第23条 部会
 - 第24条 部会長及び副部会長の任務
 - 第25条 部会長及び副部会長の任期
 - 第26条 部会の招集
 - 第27条 部会の協議事項
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称)

第1条 本会は、小出地区まちぢから協議会という。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する小出地区とする。

(所在地)

第3条 本会の主たる事務所の所在地は、小出地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市堤1948番地1）とする。

(目的)

第4条 本会は、小出地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第6条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 小出地区に所在する自治会の代表者
- (2) 第23条2に定める部会長
- (3) 小出地区民生委員・児童委員協議会の代表
- (4) 交通指導員小出支部の代表
- (5) 青少年指導員の代表
- (6) 小出地区青少年育成推進協議会の代表
- (7) 小出地区社会福祉協議会の代表
- (8) 小出地区農業委員の代表
- (9) 小出地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (10) 小出地区体育振興会の代表
- (11) 小出小学校PTAの代表
- (12) 北陽中学校PTAの代表
- (13) 小出小学校体育施設開放運営委員会の代表
- (14) 小出暫定スポーツ広場運営委員会の代表
- (15) 公募による者
- (16) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員の定数は、45名以内とする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第7条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置く。

2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

第12条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種類)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的た

る事項を示して請求があったとき及び第9条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員の選任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第18条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第19条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び解散に関すること。
- (4) 各部会長の選任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員等から提案された事項に関すること。

(役員会)

第20条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

3 各部長は、役員会に出席し、各部会活動の進捗や方向について、報告するものとする。

4 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第22条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関する
こと。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第23条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部長1名及び副部長を置く。

3 既存の部会では、部長は、当該部会からの推薦に基づき、運営委員会が選任する。新設の
部会では、運営委員会が部長を選任する。

4 副部長は、その部会において部会員の中から互選により選任する。

5 部会の議長は、部長が就く。

(部長及び副部長の任務)

第24条 部長及び副部長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部長及び副部長の任期)

第25条 部長及び副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第26条 部会は、部長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第27条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

(1) 会議の資料の作成に関すること。

(2) 会議の議事録の作成に関すること。

(3) 会計事務に伴う事項に関すること。

(4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。

(5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月16日から施行する。

小出地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小出地区まちぢから協議会規約第27条第2項の規定により、小出地区まちぢから協議会(以下「協議会」という。)の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉部会
- (2) 子ども育成部会
- (3) 防災部会
- (4) 地域活動部会
- (5) 県道七曲り整備部会
- (6) 下寺尾遺跡部会
- (7) 環境保全部会
- (8) 広報部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉部会
 - ア 保健・福祉（共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまちづくりに関すること）
 - イ 観光に関すること。
- (2) 子ども育成部会
 - ア 子育て（次世代の成長を喜びあえるまちづくりに関すること）
 - イ 学校教育・社会教育（次世代をはぐくむ教育力に富んだまちづくりに関すること）
 - ウ 教育環境（次代に向かって教育環境ゆたかなまちづくりに関すること）
 - エ 生涯学習・文化（多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまちづくりに関すること）
- (3) 防災部会
 - ア 防災・減災対策の推進に関すること。
 - イ 防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
 - ウ 防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。
- (4) 地域活動部会
 - ア 情報交換会、市民集会等の企画・運営及び実施に関すること。
 - イ 農業・観光に関すること。
- (5) 県道七曲り整備部会
 - ア 県道404号（遠藤茅ヶ崎）の整備、連絡調整に関すること。
 - イ その他、土木・基盤（だれもが快適に過ごせるまちづくり）に関すること。
- (6) 下寺尾遺跡部会

ア 下寺尾遺跡における連絡調整に関すること。

イ 観光に関すること。

ウ その他、小出地区内に存する遺跡等に関すること。

(7) 環境保全部会

ごみの不適正処理及び不法投棄による被害、環境破壊を進行させない活動に関すること。

(8) 広報部会

小出地区まちぢから協議会の広報活動に関すること。

附 則

この規程は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月15日から施行する。

(仮称) 小出地区まちぢから協議会 設立趣意書

(地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景)

少子高齢化や核家族化の進行で、地域の絆は希薄になりつつあります。また、こうした時代の変化により、これまで家族や地域で解決してきた事柄が地域の課題となり、多様化する市民ニーズへの対応が求められてきています。

地域に目を向けると、私たちのまわりには、住民の生活に密着したサービスを展開している方々がいます。災害に強い地域づくりや、一人暮らしの高齢者や子育て世代が安心して暮らせる環境づくりなど、地域に必要な取り組みを進めるためには、私たちが今まで以上に手を携えていく必要があります。

(茅ヶ崎市の取り組み経緯)

このような時代の流れの中、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示しました。

この自治基本条例の理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域の力をまちづくりに活かそうと、市が提案したものが新たな地域コミュニティの取り組みです。

(小出地区の特長・現状)

小出地区は、茅ヶ崎市の北部に位置し、昭和30年に分村合併をした旧小出村の村域を中心に形成される地域です。豊かな緑に囲まれた本地区には、約3,700世帯、11,000人ほどの方が暮らしています。市内でも田畑が多く残る地区で、農業をはじめ、果樹や畜産などが営まれているほか、大岡家菩提寺の浄見寺や市内唯一の大学である文教大学、医療機関や福祉施設などがあります。自然と歴史に溢れ、文教・医療地区としての側面も兼ね備えています。

また、17ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、防災・防犯など様々な分野で数多くの団体が活動しており、そうした方などの活動場所としてのコミュニティセンターが平成5年に開設され、地域活動の拠点となっています。

(小出地区で地域コミュニティの取り組みを進める理由)

豊かな緑を大切に、住民と自然とが共存する小出地区であり続けるためには、今まで以上に地区の各種団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければなりません。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに強め、地域横断的な取り組みを進めることが重要です。このような現状を踏まえ、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくためには、市が提案する新たな地域コミュニティの取り組みが適していると考えました。

(小出地区が目指す将来像・方向性)

緑豊かな環境の中で、高齢者はいきいきと暮らし、子どもたちは元気な声を響かせる。そして、地区のみんなが分け隔てなく、いつまでも住み続けたい地区づくりに取り組む。このような夢を実現するため、私たちは、自然・歴史・人など地域の様々な資源の特徴を最大限に生かして、「みんな来い、恋、ふるさと小出」を将来像に、「(仮称)小出地区まちぢから協議会」を立ち上げます。

平成25年8月5日

設立発起人

「(仮称)小出地区まちぢから協議会」立ち上げ準備会

会 長	佐 藤 次 男
副会長	矢 野 福 徳
書 記	大 谷 み ち 子
会 計	永 澤 鐵 男
監 事	村 越 安 芳
監 事	五 十 嵐 清 夫
	渡 辺 晴 治
	小 林 勝
	大 藤 幸 巧
	鈴 木 暹
	木 村 忠 雄
	芦 田 智 亘
	上 田 奈 奈